

# 議会改革検討会議報告書

平成29年12月21日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において、下記の事項について協議を行った結果を次のとおり報告する。

**【協議事項】**

- 1 地方自治法の一部改正(議選監査委員関係)について
- 2 特別委員会のあり方について

## 【協議結果】

### 1 地方自治法の一部改正（議選監査委員関係）について

#### （1）趣 旨

平成28年3月16日に第31次地方制度調査会から「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が出され、その中において「各地方公共団体の判断により、監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべき」ということが盛り込まれた。

地方自治法第196条では、議員のうちから監査委員を選任することとされていたが、上記の答申を踏まえ、平成29年6月9日、同法の改正が行われ、条例で定めることにより、「議員のうちから監査委員を選任しないことができる」ものとされた。

そこで、当該改正の施行日が平成30年4月1日であることから、現状のまま議会から監査委員を選出することを継続するかどうかについて、検討を行った。

#### （2）議選監査委員経験者等の意見聴取

議選監査委員経験者及び識見監査委員の意見も重要との考えから、今任期中に監査委員を務めた議員から意見を聴取すると共に、代表監査委員から参考意見を聴取した。

聴取した意見は、「議員は政策の妥当性という観点についての意識を持っている」、「監査の実効性を上げていくためには、議会との連携が大変重要である」、「県民目線の視点が必要である。議員は県民から選ばれており、専門家と異なる目線を持っている」等、議会から監査委員を選出することについて、いずれも肯定的な意見であった。

#### （3）結 論

##### ア 議会から監査委員を選出することについて

議選監査委員は、実効性ある監査を行うために必要という考え方で導入されたものである。議選監査委員経験者及び代表監査委員から聴取した意見は、適切なものと考えられる。本検討会議においても、この意見を踏まえ、議論した結果、本県にお

いては、議選監査委員は、監査の実効性を高める意味での役割は十分果たしてきたものとする。

また、議会の監視機能をより有効に発揮させるためにも、議選監査委員は必要である。

従って、引き続き、議会からも監査委員を選出すべきである。

#### イ 議会から選出すべき監査委員の数について

議会から選出すべき監査委員の数については、監査委員全体の中での識見監査委員と議選監査委員との数のバランス等も踏まえ、特に変更すべきとは考えられないため、現行どおり2人を選出すべきである。

## 2 特別委員会のあり方について

### (1) 趣 旨

特別委員会のあり方については、平成15年度に、設置委員会数の見直しなどが行われたが、議会基本条例の制定や、県政課題の多様化・重大化など、県議会を取り巻く環境は大きく変化している。

そこで議会改革検討会議において、特別委員会のあり方について、現状の確認を行うとともに、改善すべき点について検討を行った。

### (2) 結 論

県民の意識・価値観の多様化や高度化する県民ニーズへの対応など、県議会の果たすべき役割が増加傾向にある中、特定かつ緊急性のある県政課題について専門的、横断的な視点から審査・調査を行う特別委員会の役割は重要性を増している。

こうした状況のもと、議会基本条例に位置付けられた議会の役割を十全に果たすため、特別委員会のあり方として、設置・改編、設置数・構成、審査・調査などについて次のとおり取りまとめた。

#### ア 設置・改編

- ・ 第2回定例会において、特別委員会設置要綱により設置する特別委員会は、原則として毎年改編する。
- ・ 緊急の課題が生じた場合は、年度途中でも随時設置することとし、付議事件の調査終了まで存続する。

#### イ 設置数・構成

- ・ 第2回定例会において、特別委員会設置要綱により設置する特別委員会は、4委員会程度を目安として設置する。  
なお、定数等の委員会の構成については、常任委員会の構成を基本とし、委員数については最大でも16名までとする。
- ・ 緊急の課題が生じた場合に設置する特別委員会の定数等の構成については、その都度協議する。

ウ 審査・調査

- ・特別委員会の特性を生かし、複数の部局の所管に関わる事項等について、専門的、横断的な審査・調査を行う。
- ・参考人制度などを活用し、外部有識者等の知見や県民意見の聴取を積極的に行うとともに、委員間討議により、活発な議論を行うよう努める。

エ 資料の配付時期

- ・資料は委員会当日に配付する。

オ その他

- ・特別委員会は、調査等の状況に応じて、適宜、付議事件を選定することができる。
- ・常任委員会との関係では、特別委員会で議論した内容に関して、それぞれの会派において関係常任委員との連携を深める。